

「学校いじめ防止基本方針」〈白根巨摩中学校〉

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取り組み
- 4 早期発見の取り組み
- 5 いじめへの対処
- 6 その他の留意事項
- 7 いじめ防止指導計画の作成

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となつて、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 2 条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

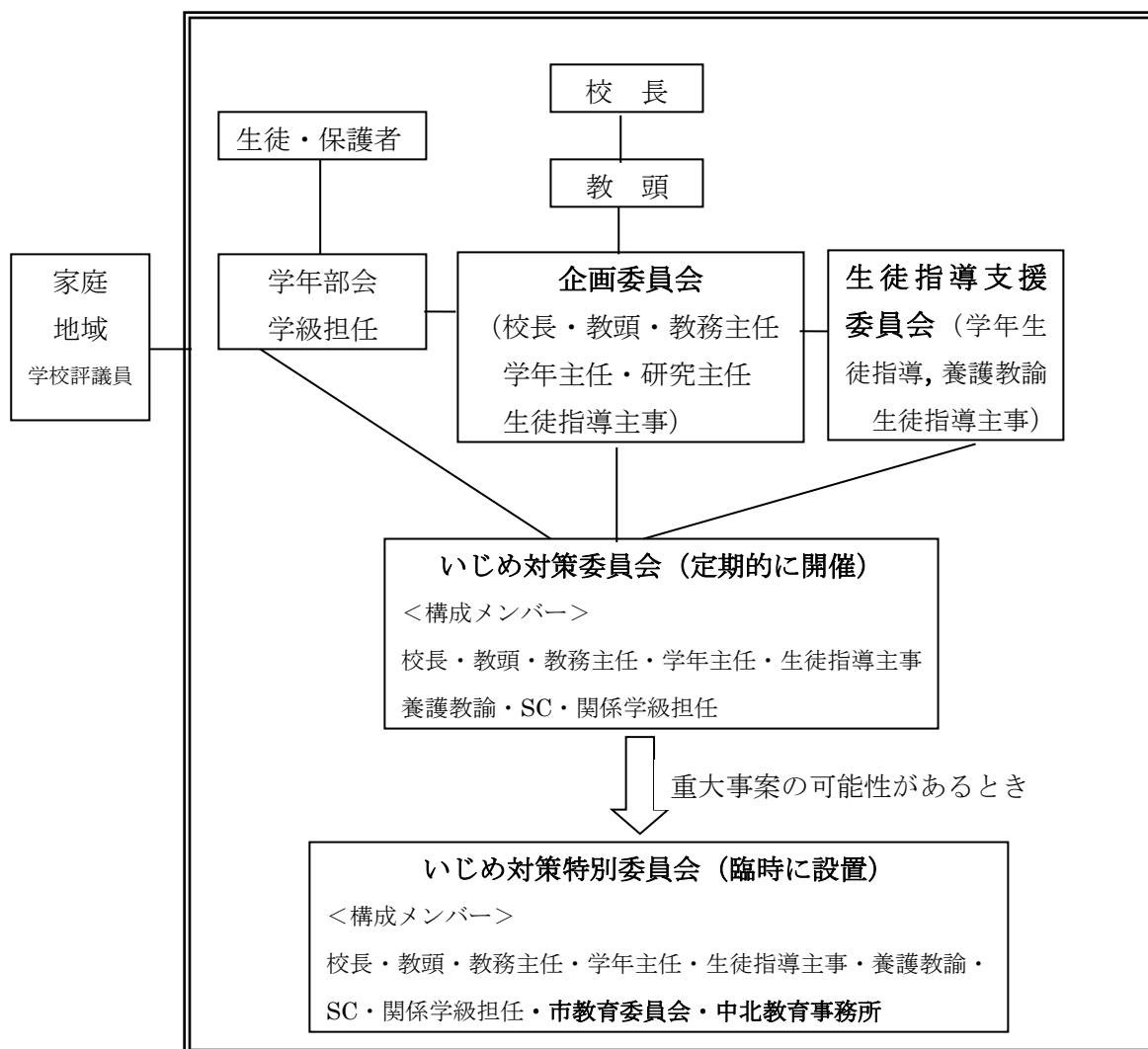
(4) いじめは、様々な態様がある。

- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめの未然防止をはじめとする総合的ないじめ対策を行う。

いじめ対策委員会組織図



3 未然防止の取り組み

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍で

きる学校づくりを進めていくことである。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。家庭・地域への啓蒙を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組んでいく。

具体的手立て

①学級・学校経営の充実

②授業における生徒指導の充実

- ・「わかる授業」「楽しい授業」を通して、子供の学び合いを保障する。
- ・グループ学習等を通して、互いに教え合う中で人間関係を作る。

③教育活動全体を通じた道徳教育

- ・道徳の授業を要に「思いやり」「生命・人権」を大切にす指導

④学校行事

- ・感動や達成感、人間関係の構築などが得られるような行事の企画、取組

⑤主体的な生徒会活動や部活動

- ・いじめを自分たちの問題として予防や解決に取り組む活動をすすめる。
- ・部活動を通しての人間関係を深め、自己実現を目指す。

⑥保護者や地域との連携

- ・PTAや学年部会等において、ネットや携帯電話に関する情報を提供し、家庭での指導力を高めてもらう。
- ・いじめの問題についても、懇談会や便り等で広報する。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための具体的手立て

①教師による日々の観察

②学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳等の活用、

③アンケート調査

④Q-Uの実施と考察

- ⑤二者面談（生徒対象）
- ⑥三者懇談（保護者対象）
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの情報

5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめの内容を「いじめ対策委員会」で確認・共有し、「重大な事態」である、またはその恐れがあると判断された場合は、学校の設置者と連携を取り、「いじめ対策特別委員会」で対応を協議し、関係機関と連携して対応に当たる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

4 いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

5 いじめが起きた集団への働きかけ

6 ネット上でのいじめへの対応

- ・情報モラル教育の充実に努め、「技術・家庭科」等においてインターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ・生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用については、家庭での指導が不可欠であるので、学年部会や便り等で啓発活動を行う。
- ・スクールネットパトロール等の関係機関との連携を行う。

6 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

生徒と向き合う時間の確保

4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

平成30年作成 令和3年一部改訂
